

運転免許取得助成事業

予算額 全ト協 9,870千円
茨ト協 34,625千円

1. 対象事業

運転者が各種車両区分に対応するため必要な、以下の運転免許取得に係る費用等（教習所へ支払った費用）とします。

※原則として事業者が負担した費用を対象とします。

①準中型免許（新規） ②準中型免許（限定解除） ③中型免許 ④大型免許
⑤けん引免許（中型・大型免許所持者に限る）

※①、②については、要件を満たした場合のみ、全ト協からも助成される予定です。受付後、要件に該当する場合は、当協会よりご連絡致します。

2. 助成額

1名あたり免許取得に係る費用の1/2の額（100円未満切り捨て）で、限度額は次のとおりとします。※国（キャリア形成促進助成金等）からの助成金が交付または、交付申請を行っている場合は、対象外とします。

①準中型（新規） 40,000円 ②準中型（限定解除） 25,000円
③中型 50,000円 ④大型 100,000円
⑤けん引 50,000円

なお、1事業者に対する助成は、500,000円を限度とします。

3. 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月15日までに免許を取得し、支払いが終了するものとします。

4. 実績報告及び助成金の請求

実績報告書に必要事項を記載し、以下の期日までに助成金を請求してください。

取得期間	申請期限
4月1日(土)～7月31日(月)	10月2日(月)
8月1日(火)～11月30日(木)	1月10日(水)
12月1日(金)～3月15日(金)	3月15日(金)

（添付書類）

- ・免許取得者名簿
- ・在職証明書
- ・運転免許証の写し
- ・教習所への費用支払いを証明するものの写し（領収書・振込書等）
- ・誓約書（国からの助成金が交付されない旨）

5. 助成条件

- ・茨ト協に加入し、かつ、会費の未納がない会員とします。
（入会以降の取得分を対象とします）
- ・県内の営業所に勤務する従業員を対象とします。

6. その他

- ・特例講習の受講に対し、全ト協より受講費用の1/2（上限100,000円）が助成されますので、申請を希望される場合は当協会へご連絡ください。